

# 令和5年度美濃市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び美濃市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年美濃市条例第19号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により定めるものである。

## I. し尿及び生活排水

### I-1. し尿

#### (1) 収集

し尿の収集は、業者委託とし、原則として各地区月1回行うものとする。

なお、委託する業者名及び収集区域は別紙1、収集能力は別表1のとおりである。

#### (2) 処分

し尿の処分は、美濃市衛生センター（美濃市極楽寺237番地。以下「衛生センター」という。）において行うものとする。

### I-2. 浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等

#### (1) 収集

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等（沈砂、スクリーンかす等を除く。以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集は浄化槽清掃業許可業者が、清掃作業の一連の作業として行うものとする。

なお、浄化槽清掃業許可業者名及び収集区域は別紙1、収集能力は別表1のとおりである。

#### (2) 処分

浄化槽汚泥等の処分は、衛生センターにおいて、し尿と併せて行うものとする。

ただし、沈砂、スクリーンかす等は、原則として、浄化槽清掃業許可業者または当該浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

#### (3) 浄化槽清掃業者の協力義務

浄化槽汚泥等を衛生センターへ搬入する際には、搬入量を均等にし、し尿と区別するなど衛生センターの運転計画に従うこと。

### I-3. 農業集落排水処理施設から生じた汚泥等

#### (1) 収集

農業集落排水処理施設から生じた汚泥等（沈砂、スクリーンかす等を除く。以下「農業集落排水施設汚泥等」という。）の収集は業者委託とし、委託する業者名及び収集区域は別紙1、収集能力は別表1のとおりである。

#### (2) 処分

農業集落排水処理施設汚泥等の処分は、衛生センターにおいて、し尿と併せて行うものとする。ただし、沈砂、スクリーンかす等は、原則として、委託業者が適正に処分するものとする。

## I-4. 生活排水

生活排水は、下水処理施設、農業集落排水処理施設及び浄化槽（合併処理）の整備により行う。また、施設の概要等は別表2のとおりである。

市は、廃食油石鹸作りの支援等を通じ生活排水処理の重要性を啓発して行く。また、県が推進しているブルーリバー作戦と連携し水環境保全活動を行う。

(1) 生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活排水	美濃市
浄化槽（合併処理）	し尿及び生活排水	個人等
農業集落排水処理施設	し尿及び生活排水	美濃市

(2) 生活排水処理計画

処理方式	処理区域	処理人口
公共下水道施設	① 長良川左岸処理区（美濃・中有知地区）	6,792人
	② 長良川右岸処理区（藍見・大矢田地区）	3,092人
	③ 長瀬処理区（長瀬・立花地区）	369人
農業集落排水施設	④ 上野処理区	477人
	⑤ 安毛・前野処理区	572人
	⑥ 富野処理区	73人
	⑦ 上河和处理区	257人
	⑧ 板取川右岸処理区（御手洗・小倉・乙狩新河地区）	702人
	⑨ 蕨生・神洞処理区	588人
	⑩ 乙狩処理区（新河地区以外）	109人
浄化槽	⑪ 公共下水道及び農業集落排水施設の計画区域外の地域	6,313人

令和5年4月1日現在

## II. 生活系ごみ

### II-1. 可燃ごみ（指定袋に入る大きさ・重さの物で資源ごみ以外の可燃性のごみ）

(1) 収集

市は、総人口19,344人（世帯数8,147）を対象に可燃ごみの収集を各地区原則として週2回行うものとする。収集能力は別表1のとおりである。

なお、ごみの収集業務を円滑に行うため、可燃ごみステーション（収集場所）及びごみ袋を指定する。可燃ごみステーションの新規の指定は、別記の設置許可条件を満たした場所のみ行うものとする。

(2) 住民の協力義務

可燃ごみは、資源ごみを分別し、ごみ収集のルールに従い、収集日当日の午前8時30分までに可燃ごみステーションへ、市が指定したごみ袋（以下「指定袋」という。）により整理して排出すること。

なお、可燃ごみステーションの設置及び維持管理は自治会で行うものとする。

また、市が薦める「もったいない運動」の意識を高めてもらい、可燃ごみの40～50%を占める生ごみの減量については、ぼかし、電動生ごみ処理機、ダンボールコンポストなどを利用して積極的に減量すること。

### (3) 処分

可燃ごみの処分は、中濃地域広域行政事務組合の処理施設（関市下有知5960番地。施設概要は別紙2のとおり。以下「クリーンプラザ中濃」という。）において行うものとする。

## Ⅱ-2. 不燃ごみ（指定袋に入る大きさ・重さの物で資源ごみ以外の不燃性のごみ）

### (1) 収集

市は、不燃ごみの収集を各地区年12回行うものとする。収集能力は別表1のとおりである。

なお、ごみの収集業務を円滑に行うため、不燃ごみステーション及びごみ袋を指定する。不燃ごみステーションの新規の指定は、別記の設置許可条件を満たした場所のみ行うものとする。

使用済小型家電65品目、及び蛍光灯、乾電池については市施設の回収ボックスにて収集し、認定業者に引き渡すものとする。

### (2) 住民の協力義務

不燃ごみは、資源ごみを分別し、収集に危険がないよう処理した後、ごみ収集のルールに従い、収集日当日の午前8時30分までに不燃ごみステーションへ指定袋により整理して排出すること。

なお、不燃ごみステーションの設置及び維持管理は自治会で行うものとする。

### (3) 処分

不燃ごみの処分は、クリーンプラザ中濃において行うものとする。

## Ⅱ-3. 粗大ごみ（指定袋に入らない大きさ・重さの物）

### (1) 収集

市は、粗大ごみの収集を各地区年12回行うものとする。収集能力は別表1のとおりである。

なお、ごみの収集業務を円滑に行うため、粗大ごみステーション（不燃ごみステーションと同じ場所）を指定する。粗大ごみステーションの新規の指定は、別記の設置許可条件を満たした場所のみ行うものとする。

また、特定家庭用機器再商品化法に定められる特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）についてはステーション収集を行わず、原則として小売店が引き取り、指定引き取り場所で引き渡すものとする。なお、小売業者が特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を委託する場合は、次の者に委託することができる。

- ・ 別紙3一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿の事業範囲に「特定家庭用機器」とある事業者（以下「特定家庭用機器収集運搬業許可業者」という。）
- ・ 岐阜県知事が許可した産業廃棄物収集運搬許可業者（許可品目に廃プラスチック、金属、ガラスくずを有していること。）

小売業者が引き取りを断った小売業者に引き取り義務の無い特定家庭用機器廃棄物については、次のとおり市が個別収集により対応する。また、特定家庭用機器収集運搬業許可業者に収集運搬させることもできるものとする。

### 収集運搬

地 区	収 集 日	収 集 方 法	収 集 者	備 考
美濃市全域	指定した日	有料個別収集	美濃市	家電リサイクル券及び収集運搬料払込済シールが貼り付けされていること (別途、運搬料金が必要、次欄を参照のこと)

### 収集運搬手数料

品 名	手 数 料 の 金 額	備 考
エ ア コ ン テ レ ビ 冷 蔵 庫 冷 凍 庫 洗濯機・衣類乾燥機	美濃市廃棄物の処理および清掃に関する規則別表第1に掲げる額とする。	手数料は、市の納付書により納付。納付確認後に収集運搬料払込済シールを発行する。

また、資源有効利用促進法に定められるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下「パソコン」という。）については、資源の有効利用を促進するためステーション収集を行わず、使用済み小型家電回収及び回収義務者であるパソコンメーカー等に自主回収させるものとする。ただし、自主回収義務者が不在のパソコン（事業撤退したメーカー等のパソコンや自作パソコン）については、有限責任中間法人パソコン3R推進センターに回収させるものとする。

#### (2) 住民の協力義務

粗大ごみは、粗大ごみシールを貼り付けた上で、収集日当日の午前8時30分までに粗大ごみステーションへ整理して排出すること。戸別収集を希望する場合は、前日までに清掃センターへ連絡の上で、粗大ごみシールを貼り排出すること。

特定家庭用機器廃棄物の排出時には、再商品化料金及び収集運搬料金の支払いに応じ、引き取り者の指示に従い排出すること。また、パソコンの排出時には必要に応じて、回収資源化料金を支払い、引き取り者の指示に従い排出すること。

なお、粗大ごみステーションの設置及び維持管理は自治会で行うものとする。

#### (3) 処分

粗大ごみの処分は、クリーンプラザ中濃において行うものとする。

特定家庭用機器廃棄物の処分は、特定家庭用機器再商品化法に定める指定引取場所で引き渡すものとする。また、パソコンの処分は、資源有効利用促進法に定める指定回収場所で引き渡すものとする。

## II-4. 資源ごみ（古紙・布類・空き缶・ペットボトル・食品トレイ・ガラスびん）

### (1) 収集

市は、空き缶、ペットボトル、食品トレイ及びガラスびんの収集を種類ごとに各地区年12回行うものとする。ただし、ガラスびん、ペットボトル・食品トレイの収集業務については下記業者に委託するものとする。収集能力は別表1のとおりである。

分別種類	委託業務	委 託 先	所 在 地
ガラスびん	収集運搬	美濃設備 株式会社	美濃市極楽寺729番地1
ペットボトル・食品トレイ	収集運搬	有限会社 梅村総業	美濃市蕨生1632番地2

なお、収集業務を円滑に行うため、資源ごみステーションを指定する。資源ごみステーションの新規の指定は、別記の設置許可条件を満たした場所のみ行うものとする。

また、古紙及び布類の収集は、原則として週2回の可燃ごみ収集に併せて行うものとする。

## (2)住民の協力義務

空き缶、ペットボトル、食品トレイ及びガラスびんは指定した資源ごみステーションの専用カゴへ、古紙及び布類は種類ごとに分類して可燃ごみステーションへ、ごみ収集のルールに従い、各々の収集日当日の午前8時30分までに整理して排出すること。

なお、資源ごみステーションの設置及び維持管理は自治会で行うものとする。

また、PTAや子供会などが実施する資源集団回収を積極的に利用すること。

## (3)再生利用

市は、収集した資源ごみのうち、古紙及び布類は美濃市清掃センター（美濃市曾代32番地1。以下「市清掃センター」という。）内のリサイクルセンターにおいて分別等の処理を行い、回収業者に売却するものとする。また、空き缶、ペットボトル、食品トレイ及びガラスびんはクリーンプラザ中濃へ運搬し再生利用するものとする。

## 別記 ごみステーションの新規設置許可条件

- ・下記の要件のいずれかを満たしていること

ステーション種別	新 規 設 置 許 可 条 件
可燃ごみ	① 設置予定地点の半径100m以内の範囲内に既存のごみステーションがなく、その範囲内に30世帯以上の世帯があること ② その他、市長が必要と認めたとき
不燃（粗大）ごみ	① 設置予定地点の半径150m以内の範囲内に既存のごみステーションがなく、その範囲内に50世帯以上の世帯があること ② その他、市長が必要と認めたとき
資源ごみ	① 設置予定地点の半径150m以内の範囲内に既存のごみステーションがなく、その範囲内に50世帯以上の世帯があること ② その他、市長が必要と認めたとき

## II-5. その他の特殊な一般廃棄物

大型ごみ・多量ごみ・危険ごみ等で市が収集できないごみは、ごみ収集のルールに従い、排出者自らが適切に処分、または、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼するものとする。

なお、医療器具について、家庭から出る医療廃棄物（バックやチューブ類）は、「可燃ごみ」として排出すること。注射針や血液の糖度測定器具等、感染の恐れのある鋭利な物については、かかりつけの医療関係機関等に処理を依頼するものとする。

また、大量に発生した刈草や剪定くずなど草木類、柱、梁、板など木類の処分については、関市一般廃棄物処理許可業者：山友木材㈱（関市倉知4909番地23）、関チップ工業(有)（関市下有知426番地1）において処分するものとする。

また、一般家庭から排出された燃え殻・多量の陶磁器くず・その他市長が認めた廃棄物は美濃市ゴミ埋立処分場（美濃市曾代32番地1外。以下「処分場」という。）で埋め立て処分をするものとする。

## II-6. 不法投棄された廃棄物

不法投棄を発見またはその通報を受けた場合、警察官の立会いのうえ捜査を行い、行為者を特定する。行為者が不明なものについては土地管理者を主体として市と協働して処理するものとする。

## III. 事業系ごみ

法第3条により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において自ら処理するか一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託をして適正に処理しなければならない。

なお、市及びクリーンプラザ中濃が行う一般廃棄物の処理に関する業務の提供を受けようとする場合にあつては、条例及び同施行規則に従うほかその都度市長の指示を受け、これに従い処理するものとする。

美濃市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は別紙3のとおり。

## IV. 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

この計画期間における一般廃棄物の一日平均排出量及び処理主体別一日平均処理量の見込みは、別表3のとおりで、処理施設等における一日平均処理量の見込みは、別表2のとおりである。

## V. その他

美濃市内の一般住宅の除去に伴って発生したコンクリートの破片（リサイクル不能の物に限る）、瓦、その他これに類する産業廃棄物及び事業活動に伴って排出された燃え殻、ゴムくず、プラスチックくず、金属・研磨くずで少量（1,000kg/年）の産業廃棄物、その他市長が認めた廃棄物は、処分場で埋め立て処分ができる。

なお、市は、処分場の延命化及び循環型社会構築のため、瓦を産業廃棄物中間処理許可業者へ運搬し再生利用するものとする。